

# 子ども会賠償責任保険の補償内容のご案内

〔施設所有(管理)者賠償責任保険・受託者賠償責任保険・子ども会施設賠償責任保険に関する特約+特約の一部不適用に関する特約(施設用)〕

## この保険は

- ①「公益社団法人全国子ども会連合会」が保険料を負担し契約をしているものであり、主な補償内容をご案内するものです。(加入をお奨めするものではありません。)
- ②この保険は「子ども会活動中」の事故により、主催者(注1)以外の第三者が死傷したり、またはその財物に損害を与えたこと、もしくは他人から預かった財物に損害を与えたことにより、「全国子ども会安全共済会」に加盟している単位子ども会、各段階の連合組織の指導者・育成者(注2)等の主催者が、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を保険金として支払うものです。

(注1)主催者とは、主催団体の役員および行事計画書に記載した指導者(満20才未満の者を除く)、育成者、指導者を委託されたものをいいます。

(注2)育成者とは、「子どもの親は全て育成者」との基本理念から子ども会会員の親は全て育成者となり主催者となります。

## お支払いする保険金の種類

### 損害賠償金

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する**法律上の損害賠償責任の額**

ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。

### 損害防止費用

対人・対物事故が発生した場合に、**損害の発生または拡大の防止のために要した必要または有益であった費用**

### 権利保全行使費用

対人・対物事故が発生した場合に、**他人に対する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用**

### 緊急措置費用

対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、**応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用**、およびあらかじめ引受保険会社の書面による同意を得て支出した費用

### 協力費用

引受保険会社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した**費用**

### 争訟費用

損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した**訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用**または**その他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用**

## 保険金をお支払いできない主な場合

- ①主催者の故意による事故の損害賠償責任
- ②子ども会活動に参加するまでの往復中の事故の損害賠償責任
- ③主催者と第三者との間に損害賠償についての特別な約定がある場合、その約定により加重された損害賠償責任
- ④主催団体の役員、指導者(満20才以上の者に限る)および育成者が自ら所属する団体の活動によって被った身体の障害または財物の損壊に対する損害賠償責任
- ⑤子ども会活動に参加している子どもの加害行為により主催団体の役員、指導者(満20才以上の者に限る)または育成者が被った身体障害に対する損害賠償責任。ただし、20才未満で、かつ未婚者が被った身体の障害に起因する損害を除きます。
- ⑥主催者が所有、使用または管理する財物の損壊に対する損害賠償責任
- ⑦主催者が販売または提供した商品・飲食物などに起因する損害賠償責任
- ⑧自動車、航空機、昇降機(小荷物専用昇降機を除きます。)、施設外における船・車両・動物などの所有、使用、管理に起因する損害賠償責任

など

※この保険は法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をお支払いするものです。そのため、法律上の損害賠償責任が発生しない場合は対象外となります。  
(例)スポーツ活動中に競技者同士が起こした事故(正当な競技規則に従って行為していた場合)は法律上の損害賠償責任が発生しないため対象外となるのが一般的です。

### ■ 保険期間(ご契約期間)

平成30年4月1日午後4時から平成31年4月1日午後4時まで

※過失割合に応じ保険金をお支払します。また引受保険会社は直接被害者の方と示談交渉はいたしません。

### ■ 保険金額(ご契約金額)

お支払い限度額は以下のとおりです。

施設所有(管理)者賠償責任保険(借用イベント施設損壊補償特約付帯)

受託者賠償責任保険(運送危険補償特約付帯)

身体障害	1名につき	1億円	免責金額なし
	1事故につき	5億円	
財物損壊	1事故につき	200万円	免責金額1,000円

財物賠償	1事故・保険期間中につき	1,000万円	免責金額3,000円
------	--------------	---------	------------

【運送危険補償特約】  
受託物(レンタル品を含む)を保管施設外において運送している間(積込みもしくは積卸し作業または積卸し後の荷役作業を含みます)の受託物の破損に起因する損害賠償責任を補償します。

※【借用イベント施設損壊補償特約】【運送危険補償特約】は平成30年度から新たに追加しております。

### 【借用イベント施設損壊補償特約】

他人から賃借する建物およびその建物と同時に賃借した什(じゅう)器備品の不測かつ突発的な偶然な事故による損壊について負担する法律上の損害賠償責任を補償します。

(注)免責金額とは、お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く額をいいます。(被保険者の自己負担となります。)

このチラシは概要を説明したものです。施設所有(管理)者賠償責任保険および受託者賠償責任保険パンフレット、「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」、「普通保険約款・特別約款・特約集」をご用意していますので、ご希望の方は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

### ■ 取扱代理店

株式会社保険代行社  
〒153-0061  
東京都目黒区中目黒2-10-5 山手Kビル5F  
TEL: 03-3713-8331 FAX: 03-3791-9045

### ■ 引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 広域法人開発部 営業第二課  
〒103-8250  
東京都中央区日本橋3-5-19  
TEL: 03-5202-6605 FAX: 03-5202-6669 (2017年12月承認) B17-103545